松高第333号 平成30年5月15日

指定訪問介護事業所 各位

松原市健康部高齢介護課長

指定訪問介護と介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービスAにおける サービス提供責任者の兼務について(通知)

平素は、松原市介護保険行政に御理解、御協力いただき誠にありがとうございます。 さて、先般「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成29年12月26日閣議決定)が通知されたところです。この取り扱いにつきまして、平成29年度から開始となりました介護予防・日常生活支援総合支援事業における訪問サービス(訪問型サービスA)の取り扱いを下記の通りとしますので御留意下さい。

記

指定訪問介護と、介護予防・日常生活支援総合事業の第1号訪問事業(主に雇用されている労働者により提供される、旧介護予防訪問介護に係る基準よりも緩和した基準による訪問サービス(訪問型サービスA)に限る。以下「訪問型サービスA」と言う。)を一体的に運営する場合において、同一の人物がサービス提供責任者の業務を行うことは可能である。また、旧介護予防訪問介護に相当するサービスと訪問型サービスAを一体的に運営する場合においても同様の取り扱いとする。

松原市健康部高齢介護課

電話: 072-334-1550 Fax: 072-337-3052

E-mail:kaigo@city.matsubara.osaka.jp